

十一、 労働員側が夏の間二十六日間は労働組合に回答を待たずして  
罷り出でた。

昭和二十二年二月二十五日

- 一、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 二、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 三、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 四、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 五、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 六、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 七、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 八、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 九、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 十、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 十一、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 十二、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 十三、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 十四、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 十五、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 十六、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 十七、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 十八、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 十九、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 二十、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 二十一、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 二十二、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 二十三、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 二十四、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 二十五、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 二十六、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 二十七、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 二十八、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 二十九、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 三十、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 三十一、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 三十二、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 三十三、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 三十四、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 三十五、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 三十六、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 三十七、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 三十八、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 三十九、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 四十、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 四十一、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 四十二、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 四十三、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 四十四、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 四十五、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 四十六、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 四十七、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 四十八、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 四十九、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 五十、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 五十一、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 五十二、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 五十三、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 五十四、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 五十五、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 五十六、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 五十七、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 五十八、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 五十九、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 六十、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 六十一、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 六十二、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 六十三、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 六十四、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 六十五、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 六十六、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 六十七、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 六十八、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 六十九、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 七十、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 七十一、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 七十二、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 七十三、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 七十四、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 七十五、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 七十六、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 七十七、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 七十八、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 七十九、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 八十、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 八十一、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 八十二、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 八十三、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 八十四、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 八十五、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 八十六、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 八十七、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 八十八、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 八十九、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 九十、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 九十一、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 九十二、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 九十三、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 九十四、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 九十五、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 九十六、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 九十七、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 九十八、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 九十九、 労働員側が労働組合に回答を待たずして
- 百、 労働員側が労働組合に回答を待たずして

法人 協同會 福岡出張所

法人 協同會 福岡出張所

るに、坑長は坑主不在を理由に之を拒絶したる爲勞資の關係一時険悪化したか、直方市藤原卯之吉氏、門寺延次氏等調停に起ちたると、一方翌二月二十七日に至り坑主も歸り來つたので、同日炭坑事務所に於て双方會見接衝の結果漸やく次の條件を以つて解決したのである。

解決條件

- 一、 切符制度を撤廢し勞働賃金は従前通毎週水、土二回現金を支給す、但し本人の申出に依りては其日の稼働高の八分迄物品證明をなす
- 二、 勞働賃金を採炭夫一兩（約半屯）に付切賃十五錢値上、掘進夫は跡間賃金一割値上、出炭一兩に付五錢値上をなす。
- 三、 配給所の物品を廉價販賣し請負品其他必要なる物品を取